インクルーシブ教育に向けた特別支援教育の転換から考える就学前支援の課題

旭児連　顧問　安達　潤（北海道教育大学旭川校教授）

１．障害者の権利条約批准に向けた特別支援教育のこれからの転換（経過）

・2006/12/13　「障害者権利条約」採択　（第 61 回国際連合総会）
・2007/09/28　高村外相　国連本部にて条約に署名。　→　批准に向けての動き。
・2008/05/03　「障害者権利条約」発行　（締約国が 20 カ国以上に）
・国内では関係法の整備が進められてきている。（H23 障害者基本法の一部改正）
・2012/07/23　共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中教審初等中等教育分科会（中教審）

２．これからの特別支援教育システム（権利条約批准に向けて）

１）就学先決定の仕組み（参照：図 1,図 2）
・就学基準に該当する障害のある子どもは原則、特別支援学校就学という仕組みを改める。
・障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
・本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重する。
・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
・合理的配慮についても合意形成し、個別の教育支援計画に記載することが望ましい。

２）合理的配慮　・・・　合理的配慮の否定は障害を理由とする差別に該当する（権利条約第二条）
・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。（但し、学校の設置者および学校に対して均衡を失した又は過度の負担を課さないもの）

３．インクルーシブ教育に向けた特別支援教育の転換から考える就学前支援の課題

１）現行システムにおいて認定就学者数が高い割合で存在すること（参照：図3）
・新たな就学先決定システムが動き始めたときに、このデータの背景にある現実がどのように状況化してくるのかを見通しておく必要がある。（参照：別添資料コメント）

２）新たな就学先決定システムが円滑に機能するため必要不可欠こと
・早期からの教育相談を充実していくことが重要である。そのことによって、就学先決定における総合的判断において学校と本人・保護者にとって円滑な議論と合意を実現することができる。
・基準非該当で特別支援学級適当の児童についても合理的配慮および今後の学びの場の柔軟性が保障されねばならないため、ここでも「総合的判断」が求められる。（指導・相談から相談へ）
・1歳6ヶ月・3歳児健診の時点から、子育て支援に軸を置いた親子支援を充実し、親が子どもにとって適切な学びの場を主体的に選択できる状況を実現する必要がある。5歳児健診では遅い。
・子ども発達支援事業の利用児などは、就学相談への事業者スタッフの参加などが望ましい。

３）医療・福祉・保健・教育が連携することによる早期からの教育相談体制の必要性
・子育て支援から発達支援、必要に応じた医療の利用と療育支援への連続線の構築が重要。
・障害受容を急がせるのではなく、子育て支援の延長線上に必要な支援への自然なアクセスラインを配置することで、就学における合意が確保され、個々の児童に対する教育の適切性が保障される。
・自然なアクセスラインを導く機能という意味で、「旭川市子ども巡回相談」事業は極めて重要。

４）旭川版「すくらむ」の就学前からの活用について
・出生児全員に基本シートを配布するなどして、子育て支援ファイルとしての活用が求められる。例えば、美瑛町、当麻町、愛別町などの取り組み。
・子育て支援機関、幼稚園・保育園での活用を進めることによって、診断には至らない障害特性のために日常生活不適応を呈する幼児の支援を早期に始めることができ、必要性のある子どもに関しては子ども発達支援事業との早期連携が可能となる。この点において「旭川市子ども巡回相談」事業と子ども発達支援センターによる保育所等訪問支援との相互補完システムが求められる。